

令和 7 年度 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 第 2 回市民部会 会議録

議題	(1) 令和 7 年度心のバリアフリー教室について（報告） (2) 令和 7 年度の心のバリアフリーに関する取組について (3) その他
日時	令和 7 年 9 月 2 9 日（月） 1 4 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 A・B 会議室（オンライン会議併用）
出席者名	会 長：大原 一興 委 員：若林 英俊、柏崎 周一、高丸 やい子、沼田 ユミ、今井 達夫、峯尾 明美、倉金 勲、石井 勇、堀場 浩平、小松 修司（オンライン） 副 会 長：斉藤 進 委 員：伊藤 久美（欠席委員） 委 員：城田 禎行、瀧井 正子、上杉 桂子、瀬川 直人、ディアロ アブドゥル ガディル、 （事務局） 都市部 都市政策課：課長 菊地 篤、課長補佐 錦織 多可志、主査 松谷 絵美子、主査 松本 明日香
会議資料	・ 次第 ・ 議案趣旨書 ・ 資料 1 令和 7 年度心のバリアフリー教室について ・ 資料 2 プログラム概要（案）・募集広告 ・ 資料 3 教材（案） ・ 資料 4 令和 7 年度の心のバリアフリーに関する取組について（案） ・ 資料 5 心のバリアフリーに関する普及啓発 企画書（案） ・ 委員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0 名

(会議の概要)

1. 開会

大原会長 : 大原です。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第2回の市民部会をこれから始めたいと思います。また活発なご意見をいただくということになると思いますけれども、今日は議題1、2とあって、1が、前回も一応内容の検討をさせていただいている今年度の心のバリアフリー教室についてということで、実際のプログラムの話かと思います。それから、議題2としてはバリアフリー教室以外の心のバリアフリーに関する取組についてということで、一応時間を分けてご議論いただきたいと思います。

それでは、1つ目の心のバリアフリー教室についてということで、まずは事務局から説明をいただいて、またご意見などいただきたいと思います。説明のほうをよろしくお願いいたします。

2. 議題

(1) 令和7年度心のバリアフリー教室について（報告）

事務局 : それでは、議題1、令和7年度心のバリアフリー教室について（報告）についてご説明させていただきます。本議題の資料は、資料1、2、3、参考資料1、2、3になります。

それでは、まず資料1をご覧ください。2、実施概要には募集校を「9校」と記載しておりましたが、9校という数にこだわらず、スパイラルアップができるように実効性のある範囲で行い、教育委員会などと共にプログラムを深めていく方法がいいのではないかとご意見、ご提案いただきました。今年度は、このご意見を踏まえて、実効性のある範囲でしっかりと内容を検証しながら教室を実施してまいりたいと思いますので、1、令和7年度の取組方針に記していた「実施校の拡大」の文言を削除、2、実施概要の募集校数は「9校」と書いてあったのですが、こちらの文言を削除いたしました。なお、現時点では3校からの申込みを受けている状況となっております。

続きまして、スライドになるのですが、資料3の教材（案）をご覧ください。資料3で使われている「特性」という言葉については、資料3の3ページ、スライドを見ていただきたいのですが、けれども、「社会（世の中）に、あなたと同じ人は一人もいません。それぞれ特性・個性があります」、このほかにも4ページ、5ページ、7ページ、8ページ、9ページと、教材の中で使われている「特性」という言葉について、一般的には「特性」という言葉をキーワードとして使わず、「個性」を使うが、特性と個性は全く別物であることから、「特性」という言葉を説明する側がきちんと理解することが必要とご意見をいただきました。

こちらについて、「特性」という言葉を使っている意図としましては、参考資料1を見ていただきたいと思います。国土交通省「心のバリアフリー/障害の社

会モデル」と書いてあるものですが、『心のバリアフリー』とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」とありますことから、「特性」を採用したものです。今回、スライド、資料3の先ほどご説明しましたところに「特性・個性」と表記した案を示していますが、正直、表現に苦慮しております。ぜひ皆様からご意見をいただきたいと思っております。

次に、資料3、5ページをご覧ください。スライドの下の方、メモの部分にポイント「ヘルプマークについても触れる」という部分について、ヘルプマーク以外のマークについても授業で触れてほしいというご意見をいただきました。本教室では時間の制約上、5ページのスライド右側③のポスターで取り上げているヘルプマークのみとさせていただきます。

学校に対しては、ヘルプマーク以外のマークの資料や、市民部会で作成した12枚のポスター、基本構想のやさしい版をお渡しし、本教室以外の授業での活用を促してまいります。本教室の授業が単発で終わらず、ほかの学習時間と関連しながら、心のバリアフリーに対する学びを深めていってもらえるよう、事前研修で学校の先生へしっかり伝えてまいります。

続きまして、13ページをご覧ください。こちらでは、差別と合理的配慮の例を学校生活の中のものにしてスライドに記載したほうがいいのではないですかというご意見がありました。こちらについては、スライドの下の方、メモの部分の下側の「児童にやってもらいたいこと」をご覧ください。こちらでは、児童に差別や合理的配慮の具体例を考えてもらう時間を設けていますので、スライドには、あえて学校生活の例は記載しておりません。児童にとって一番身近な学校生活の場面で、差別や合理的配慮を考えてもらうほうが授業で関連な意見交換につながるのではないかと期待しております。また、余談ですが、スライドのメモ欄に記載しております「話す内容」、そして「児童にやってもらいたいこと」の具体的な時間配分については、実際に授業を行っていただく講師に一任しますので、授業の講師役である担任の先生に事前研修の場できちんとお伝えしようと思っております。

続きまして、14ページをご覧ください。スライドの下のメモの中央部分の「思い込みで行動せず、相手が希望することを聞くことが大切」という部分について、授業で児童に強く投げかけてほしいといったご意見をいただきました。このことは心のバリアフリーにとって大変重要なことですので、1コマ目の講師役を行っていただく担任の先生の事前研修で入念に伝えてまいります。

なお、担任の先生との事前研修は、教材の内容の伝達だけで済まらず、本教室の取組の方針、そして学びの目的や狙いを説明し、まず先生方に心のバリアフリーに対する正しい理解をしていただくことを念頭に実施してまいります。一方的な説明だけではなく相互に対話できる環境で、10月中旬以降に実施を考えております。

続きまして、22ページをご覧ください。スライドの四角で囲ってあるところ、スライドに記載しております「せいしんしょうがい×こわいと思い込む＝さけられてしまう」という記載が不適切ではないのかとご意見をいただきました。まず、この表現とした背景をご説明いたします。参考資料2、参考資料3をご覧ください。参考資料2は政府広報オンラインのもの、参考資料3は「障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック」です。参考資料2、内閣府大臣官房政府広報室の政府広報オンラインや、国土交通省総合政策局のバリアフリー政策課が発行する資料3の「こころと社会のバリアフリーハンドブック」には、意識上のバリアとして、精神障がいのある人は何をするか分からないから怖いといった偏見、障がいのある人に対する無理解、奇異な目で見たり、かわいそうな存在だと決めつけたりするという記載があり、ここから引用したものです。しかし、本教材の表現が誤解や曲解につながりかねないというご指摘をいただいたことから、「せいしんしょうがい×何をするか分からない＝さけられてしまう」という修正案をお示ししております。

続きまして、28ページをご覧ください。動画では、児童が共感できる場面の社会的障壁についてお話ししていただいたらどうかというご意見をいただきました。こちらについては、学校生活における事例が挙がるよう出演者と事前打合せを行ってみたものの、撮影では学校内での事例でお話を皆様からお伺いすることは難しかったのですが、児童が理解、共感できるような場面でのお話を撮影することができました。

なお、撮影にご協力いただきました柏崎委員、高丸委員、瀧井委員、今井委員、伊藤委員、ディアロ委員の皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、プリント案が出来上がりましたので、ご報告します。資料3の後ろのほうにA3判のものが2枚あると思うのですが、こちらをご覧ください。今回作成しましたプリントは、2コマ目の想像する、コミュニケーションを取る、3コマ目の障がいの社会モデルを考える、そして宿題で使用するものです。内容はこれまでの協議会や市民部会でご提示したとおりですが、体裁が整いましたので、ご報告となります。プリントは両面印刷、用紙サイズはA3判となります。児童が書き込みやすいように記入欄を工夫しました。

最後に、今、皆様にご覧いただいております資料3のスライドを実際に学校でどのように使用するのかと前回の協議会でご意見をいただきました。基本的にプロジェクターを用いてスクリーンに投影することを考えております。配布については各学校の意向を尊重したいと考えておりますが、事務局としましては、紙または電子で各児童に配布していただきたいと思っております。

以上で、議題1、令和7年度心のバリアフリー教室について（報告）を終

わります。

大原会長 : 説明ありがとうございました。前回はいろいろ修正点というか、ご意見をいただいた中では、私の記憶では、難し過ぎるということが1つあったかと思うんです。小学校4年生が何かに授業として話していくときに、特に今回のテーマは社会モデルとしてのバリアフリーを考えてもらおうということで、そういう概念的なものに関しては、やっぱりなかなか難しいのではないかな。そのための例として挙げるものが適切なのだろうかというようなご意見がいろいろ出されたかと思います。だから、その辺が果たして分かりやすく、理解されやすく、ちゃんと教育的効果が得られやすく直っているかどうかというところで、ちゃんと見ていただけるといいかなと思います。

どこからでも構いませんので、ご意見などをいただければと思います。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎です。今、修正をいろいろいただいたのですが、それはどういうところからの修正なのですか。この委員からの意見なのですか。委員の方が個別に事務局に電話したということですか。どこから今の修正の意見が出たのかなと思いました。

事務局 : 事務局です。前回の8月4日に開催しましたバリアフリー基本構想推進協議会で出ましたご意見について、修正、見直しを行いました。個別ではないです。

大原会長 : 今さら言ってもしょうがないですけども、こういう意見があって、これに対してどう対応したかという資料があれば分かりやすかったのかなと思います。あのとき出た、こういう意見はどうだったのかみたいなことでも構いません。

柏崎委員 : 中を見ますと、前回の分かりやすい心のバリアフリーと同じように、漢字を書かないでひらがなにしているところが随分あったと思いますが、この辺はやはり同じようにするのですか。例えば「さべつ」とか、そういうものが全部ひらがなになっているのですよね。「ごうりの配りよ」も確かひらがなで、そういう部分が僕から見るとすごく読みにくいんだけど、ひらがなにしておいていいのかとか、むしろ漢字でルビを打ったほうが分かりやすいのかなとも感じたのです。全般にかなり低学年を意識してされているのですけれども、その辺はどんな具合なのですか。僕は、どっちかという漢字を書いてもらって、上にルビを振ったほうが分かりやすいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 : ありがとうございます。今回のスライドでは、小学5年生を対象といたしまして、小学5年生までに習った漢字は使用し、小学5年生までに習っていない漢字部分につきましては原則ひらがなで統一をさせていただいております。柏崎委員からご意見をいただきましたとおり、全て漢字で表現をしてルビを振るといったことも当然方法の一つだと思いますので、まずは今年度こちらでやらせていただきまして、各校の先生ですとか、あるいは児童の反応等を見まして、もし漢字でルビのほうがよいということであれば、次回以

降そういった形でも試してやってみて、どちらがよいのかなということを試行錯誤しながら進化させていければと思っております。ありがとうございます。

大原会長 : ご意見ありがとうございます。

では、私から事務局にお聞きするのは、具体的にこれは子どもに直接提供する教材になりますので、5年生という子どもたちがちゃんと理解できるかどうかというのは、ぜひ現場の先生にちゃんと見ていただいて、それでつくっていただくということを言ったような気がするのです。

それから同時に、市民部会の委員さん全員でなくてもいいから、できるだけ当事者の立場からの意見を、つくっていく段階でちょっとお手伝いしていただいたらいいのではないかということも言ったような気がしますけれども、その辺、この案をつくるに当たってはどんな感じで進めていったか、事務局のほうでちょっと説明いただければと思います。

事務局 : ありがとうございます。こちらのスライドをつくるに当たりましては、以前より教育現場の先生方、あるいは教育の専門家の方としっかりと打合せをしながらつくっていくことが望ましいというご意見をこの会議の場でいただいておりますので、今回この教材を見直すに当たりましては、市の教育委員会学校教育指導課という部署と綿密に打合せを行いながらスライドの作成を進めてまいりました。対象を小学4年から5年に変えることや、小学5年生に対して適切な表現であるかどうか、言葉の選択が効果的かどうか、あるいはそもそも座学とそれ以外のグループワーク等の活動の時間のバランスですとか、全体のコマ数そのもののお話、そういったものを学校教育指導課と打合せをしながら今回の案になったものでございます。

ただし、このプログラムを用いて実際に授業を行ってみると、また違った現場の反応も出てこようかと思っております。大原会長をはじめ委員の皆様からもいただいたご意見のとおり、これで完成ということではなく、今年度これでやってみて、また上がってきた課題を適宜スパイラルアップして進化させていきながら、来年、また再来年とよりよいものに変えて、効果的な授業になっていけたらと思っております。

大原会長 : ありがとうございます。

石井委員 : 公募委員の石井でございます。前回も出ていたと思うんですけども、言葉は悪いのですが、先生が本当に心から理解して子どもと接することができるのかどうか、事前の先生へのレクチャー、先生のご理解が非常に大きなポイントになりますよというご意見が多かったと思うんですけども、具体的に先生への事前レクチャーというのはどういった形で行われるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

事務局 : 先生への事前レクチャーについては、今のところオンライン形式で、対話形式で実施することを考えております。事務局が開設した動画を一方的に配信して終わりというやり方もあるかと思いますけれども、やはり先生方に

きちんと正しい理解が伝わっているかどうか、また、学校の先生方から質問や分からない点を聞いていただいて我々が答えること、そういったやり取りの中で、より正しい理解に近づいていくのではないかという思いから、一方的な配信や一方的な資料の説明だけという形は取らずに、対話できるような形で先生方にしっかりと理解していただきたいと思っております。

石井委員 : 言葉は悪いのですが、一方的に資料を配布とか、一方的に説明ということはもともとあり得ないことなので、本来的には対面で、先生も皆さんもお忙しいのですけれども、ディスカッションする中で本当に理解していただく。言葉は悪いのですが、本当に心が通じるようなことを伝えたいということが必要ではないのかなと思うんですけれども、それはやっぱり無理でしょうか。前回のこの市民部会の意見、先生がどれだけ熱意を持って教えていただくかというのは、1コマ目を見ますと、最後に先生がまとめ的に子どもと接するようなやり方まではやれると思うんですが、1コマ目は一番最初に子どもと接する大事なポイントなので、先生が本当に教えているだけ、失礼な言い方ですけれども、そこがやっぱり重要なポイントのような気がするので、もうちょっと丁寧なコミュニケーションがあってもいいのかなと思います。オンラインでやるというのは、私は全然経験がないので、気持ちが通じるか分からないのですが、やっぱりこうやってフェース・ツー・フェイスでやっていただける機会がちょっとでも設けられたら全然違うのではないかなと。

事務局 : 委員のご質問の意図としましては、対面でやったほうがよろしいというような趣旨でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。決してオンラインにこだわっているわけではございません。対面で実施可能であれば、学校に出向いて、学校の先生方にしっかりと対面で説明することも事務局としては想定しております。

その一方で、各学校の先生方の予定というのはなかなかそろわないという実態もありまして、オンラインですと複数回開催をして、例えば、とある学校の何組の先生は、この時間は都合がいいけれども、違う組の先生はその時間参加できないとか、そういったことがございますので、何とかオンラインで開催することで説明の機会をしっかりと確保できる、そういった利点もあるかと思っておりますので、対面とオンラインと並行しながらやっていくというやり方もあるかもしれませんので、事務局としまして今年度初めての試みで、試行錯誤ですが、しっかりと効果的な方法で、学校の先生たちが心のバリアフリーを正しく理解することが何より大切といったことは、昨年度の協議会、市民部会でも委員の皆様から繰り返しご意見をいただいていたところで、我々事務局としても非常に大切なことだと思っておりますので、手抜きせずにしっかりとやっていきたいと考えております。ありがとうございます。

柏崎委員 : もう具体的な中身に入っているのでしょうか。

大原会長 : はい。

柏崎委員 : 13ページと23ページに、これは委員長もおっしゃいましたが、合理的

配慮、これが小学校5年生で僕は分からないと思うんですよ。中学生でもどうかというので、ここはどういうふうに説明をされるのかな。私は老人クラブなのですが、老人クラブの人にこれを話したけれども、合理的配慮が分かる人はほとんどいないです。だから、あえてここに合理的配慮が出ていますが、どういうふうに説明されるのか。これはすごく難しい問題だと思うんですけども、合理的配慮は小学5年生ではおそらく理解できないだろうと思います。

事務局 : 13ページの資料も、当初は、下段にグレーの四角で「差別」と「合理的配慮」という言葉の説明書きがあろうかと思いますが、こちらが一番最初の案では実は記載してごさいませんでした。これは学校教育指導課の先生方から、「差別」という言葉と「合理的配慮」という言葉は、やはり小学5年生には難しい言葉ですということで、その解説を教材のほうに書いたほうがいいだろうというようなご指摘をいただいたことから、こちらに書いているものでございます。当初は学校の先生から、「差別」という言葉と「合理的配慮」という言葉の説明を当然授業でしていただくように考えておったのですが、当日、万が一お休みされている児童、もしくは私がそうですけども、聞いた内容をいつまでも覚えられている人ばかりではないので、後で振り返ったときに、ああ、こういうことだったのかときちんと思い出せるように、資料で見える化しておくことが大切だということで、下に「差別」という言葉と「合理的配慮」という言葉の解説を書いているものです。合理的配慮については、「自分がむりなくできる工夫やお手伝いをする」という表現にしております。

堀場委員 : 公募市民の堀場といいます。今ご説明いただいた合理的配慮とグレーの網かけがしてある部分の説明書きですけども、私の理解では、合理的配慮がなかったときに、それは差別になると思います。「自分がむりなくできる工夫やお手伝い」というのは、どちらかというと慈善的な行為だと思うので、説明としては適切でないのかなと思いました。確かに合理的配慮という文言が分かりにくいので、どういうふうを書くかということを説明する先生に相談しながらやっていくことが大事だと思いますが、私は仕事で使うときには、必要かつ適切な支援とか調整という感じで書いて説明したりしています。まず、合理的配慮の説明に関して、私の見解は以上です。

そして、13ページに関して、先ほどご説明の中で、「児童にやってもらいたいこと」の事例として学校の事例をあえて取り上げないというふうにした理由、この部分が私はよく分からなかったのもう一度ご説明いただければと思います。

あと、心のバリアフリー教室を担当される先生方にまずはご説明されていくということなのですが、そのとき対象となるのは、今のところまだ3校からしか申込みがないということですけども、その学校の5年生の担任の先生方全員という理解になるのでしょうか。以上、3点です。

そして、もう1点だけ。9ページのほうへ行きますと、特性とか個性という言葉の使い方について苦慮されているというご説明をされていましたが、個性は一人一人違うものというのは誰でも分かることかと思うんですが、特性という言葉については、例えば障がいに関しては、障がい種別とか診断名それぞれに属する特性、例えばADHDだったら衝動性とか多動とか不注意とか、一般的にこういうふうに典型的な症状が現れるということがあると思うんですが、現れ方は人それぞれ、子どもそれぞれによって違うということだと思うんですね。なので、この解説とか、いろいろ読んでみると、特性と個性は一人一人違うみたいな書き方がされているのですけれども、その書き方だとちょっと誤解があるように思います。特性の現れ方及び個性は一人一人違うということであれば、まあ分かりやすい説明なのかなと思います。

そして、9ページ目の「話す内容」のところに、「困りごとの原因は、一人一人が持つ特性ではなく、社会にある」と書いてあるのですが、この解説は、このスライドの「人の特性・個性×社会＝困りごと」という表し方と一致していないように思います。人の特性とか個性がまずあって、それと社会、その関係性によって困りごとが現れるということが国連の障害者権利条約で言われている今の社会モデルの考え方だと思うんですが、この「話す内容」のところに書いてある説明は、人の特性は関係なく、まず社会に困りごとの原因があるのだと書いてありますので、正確な説明でないように思います。そのあたりをご回答していただければと思います。

すみません、長くなりました。以上です。

事務局：ありがとうございます。4点のご意見を頂戴いたしました。まず1点目、合理的配慮の説明について、必要かつ適切な支援ということであるというご意見をいただきました。小学5年生に伝わりやすいような表現でどのように表していけばよいか、また研究をして、再度検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

2点目、学校生活の例をあえてスライドに挙げていない理由ですが、スライドの中では、あえて学校生活における差別や学校生活における合理的配慮の例を示さずに、その後、児童たちに、「じゃ、学校生活でどんな差別や合理的配慮が考えられると思う？」というような考える時間をつくっていきたいと思っておりますので、そのためにスライド上はあえて学校生活での事例を書いていないというものになっております。

3点目、事前研修ですが、こちらは授業を行っていただく先生方全員に受講していただきたいと考えております。

最後、9ページ、「話す内容」の「困りごとの原因は、一人一人が持つ特性ではなく、社会にある」という表現は、委員ご指摘のとおり誤記載になっております。確かに困りごとは人の特性と社会が掛け合わさった結果、生まれるものであるというのが正しいと思いますので、修正をさせていただきたい

と思います。ありがとうございます。

大原会長 : ありがとうございます。差別、合理的に配慮に関しては、まだ結論が出ていないわけですが、難しいところだと思います。全く使わないということもあるのかなとも思いつつ、やっぱり社会の動きとして、紹介する第一歩としては、言葉としては挙げておいて、できるだけ易しく、その意味するところを伝えるということなのだろうと思います。

では、先に意見をお聞きしましょう。斉藤先生から手が挙がっているので、お願いします。

斉藤委員 : 斉藤です。よろしくお願いいたします。

先ほど来の皆さん方のご意見を聞いていて、私も同意することが多いのですが、改めて事務局のほうにお聞きしたいのですが、事前に教育委員会の学校教育指導課、担当とこの件について事前打合せをしたということなのですが、そのときに教育委員会の担当のほうからはどんなアドバイス、あるいはご意見をいただいているのか教えていただけますか。

事務局 : 学校教育指導課からは様々なご意見をいただいておりますけれども、例えば、先ほどご説明いたしましたとおり、座学と活動の時間のバランス、それから実施校を拡大することそのものについて、あるいはスライドの中の表現の難易度などについてご意見をいただいております。例えば、座学と活動の時間のバランスなのですが、事務局のほうで学校教育指導課に持ち込んだ当初の案は、もっとグループワークとかオリエンテーション的な、少し活動の時間が多めの案を実は持っていったところ、むしろそれだと集中力が途切れてしまうので、もう少し座学を増やしたほうがいいのか、あるいは言葉につきましても、先ほど来話題に上がっております「合理的配慮」という言葉の難しさを5年生に分かってもらうために、どのような教材の工夫をしたらよいか、そういったようなご意見をいただいております。

斉藤委員 : それに対して事務局のほうはどんな対応を考えたのでしょうか。例えば、今の合理的配慮の件なんかもそうなのですが。

事務局 : 合理的配慮につきましては、学校の先生から、言葉の難しさがあるため、解説する文章を入れたほうがよいと。当初は「合理的配慮」という言葉の説明を学校の先生方からしていただきたいという意向をお話ししたのですが、学校の先生方によって「合理的配慮」という言葉の説明がばらけてしまうおそれがあるといったご意見もいただいたことから、本日ご意見をいただいたところで、また修正はしてまいります、本日のスライドで言うところの合理的配慮とは、「自分がむりなくできる工夫やお手伝いをする」という表現を加えたりしております。

斉藤委員 : 今の事務局のお話で改めて私も確認できたのですが、各委員の皆さん方が、「合理的配慮」という言葉は5年生、小学生に向けて説明をしていく、あるいは授業の中でそれを子どもに話していてもなかなか理解ができない。いや、むしろ困難である、難しいというご意見が多かったと思うのですね。

ですから、教育委員会のほうもそういうお打合せに入っていると思いますが、こういう言葉遣いについては、ぜひ各委員の意向を酌んでいただいて、見直す、あるいは説明の仕方、使用の仕方、それについては根本的に、もう一度原点に戻って、小学5年生に対して心のバリアフリーというものはどういうことなのか、あまり「合理的配慮」という言葉に引きずられないようにしていただければと思いますので、ぜひ再考していただくとありがたいと思います。

次に、先ほど来、先生の理解ということで事前の研修のお話が出ていました。事務局のほうではオンラインでという進め方に対して、委員からは対面という指摘があったと思います。私も、これは間接的に説明するようなことではないと思うんですね。直接面と向かって、事務局のほうの心のバリアフリーの気持ちはどういうことなのか、それを直接対話を通して担当の先生方にお話ししなければ伝わらないと思います。ぜひそれは対話でやっていただきたい。

それと同時に、どんな資料を使って先生方に説明をする予定でしょうか。

事務局 : 事前の研修につきましては、オンラインだけではなく現地の学校へ出向いて、先生方に直接対面でしっかりと対話しながら、心のバリアフリーについての正しい理解をしてもらうような機会を設けてまいりたいと思います。また、資料については、当然、教室で用いる教材のほかに、先ほども話題に出しましたが、基本構想のやさしい版ですとか、あるいはヘルプマーク以外のマークの資料、それから12種類の市民部会が作成したポスター、そういったものも併せて持って行って、心のバリアフリーに対する理解を、少し幅を持たせて学校の先生方にご理解いただきたいと思います。

斉藤委員 : 改めて指導の手引とか、そういった内容をまとめたものを事務局でお作りいただいて説明をするということになりますか。

事務局 : ゆくゆくはそういった指導の手引みたいなものを整理してまいりたいとは考えていますけれども、現段階では、こちらのスライドの欄外に、メモ欄にはなってしまいますが、各スライドの目的、児童にやってもらいたいこと、教えるポイント、そういったものをまとめて記載しておりますので、こちらを基に今年度は学校の先生方に説明をしてまいりたいと考えております。

斉藤委員 : ということは、別途このスライド以外に説明の手引をお作りいただけるということですか。

事務局 : ゆくゆくはそうように、きちんと体系化した資料づくりというものを進めていきたいと思っています。

斉藤委員 : 今回はつくらない？

事務局 : 今回は、このパワーポイントの欄外、下部にありますポイントや児童にやってもらいたいこと、こういったものをもう少しブラッシュアップして整理した上で、学校の先生方に教材でご説明をしていきたいと考えております。

斉藤委員 : 分かりました。そうすると、私は、各先生方の理解がまちまちになってし

まうと思うんですね。実際にやっていただいて、その経験を生かして次年度の段階で手引書をまとめていく、そういったやり方もいいと思いますけれども、この時点で、何が目的で、何を子どもたちに伝えていって、何を考えていただきたいのかという共通の心のバリアフリーに対する深い認識のようなものを伝えていただかないと、各先生がばらばらになってしまっ、子どもたちも何を考えていいか、どう考えていいか迷ってしまうようなこともあると思うので、可能であればやはり先生方にきめ細かく、ここのところは共通してぜひ子どもたちに理解、学んでほしいという内容を伝えられるような指導の手引が私は必要だと思っております。ぜひそれはこの段階でご検討いただいて、やって、またそれを見直していこう、そういうことをしていただければありがたいと思います。回答は結構です。

それから、28ページに動画と書いてありますね。子どもたちに見せる動画、これはどんな内容の動画なのでしょう。

事務局 : 斉藤先生、恐れ入ります。音声が少し途切れてしまいましたが、動画の内容はどのようなものかというようなご質問でよろしいでしょうか。

斉藤委員 : そうです。

事務局 : ありがとうございます。動画の内容は、なるべく小学5年生の子どもたちでも共感、イメージできるような場面の社会的障壁——社会的障壁と言うと、また言葉が難しくなってしまいますが、困りごとについて話していただいています。それと併せて、困っている人に対しては、一方的な思い込みではなく、コミュニケーションを取って、支えることの大切さ、こういうことについて話していただいています。

斉藤委員 : これはまだつくられていないということですか。

事務局 : 先日、各委員の皆様のご協力をいただいて撮影が無事完了いたしました。現在、事務局のほうで編集をしている最中でございます。

斉藤委員 : 最後のお願いなのですが、今のところ3校の希望と聞こえたのですが、各学校で心のバリアフリー教室が終わった時点で、各担当の先生には必ず、そのプログラムがどうであったかというアンケートというのですか、問題点とか子どもたちの内容に対する反応をきめ細かく聞いていただければと思っています。それであっても、先ほど来事務局は、ホップ、ステップ、ジャンプで、やりながら、その成果を次に生かしていくようなご指摘がありましたので、ぜひアンケートをきめ細かく担当の先生方に取っていただければと思いますので、その辺もご検討ください。以上です。

大原会長 : ありがとうございます。

柏崎委員 : ちょっと飛んでしまうのですが、49ページのバリアフリー教室なのですが、私たちと関係している小学校があるのですが、室田小学校、松浪小学校、松林小学校、この3校が令和6年度には参加をしていないのですが、この理由というのは何か分かりますか。何で5年度には参加したのに6年度には参加しなくなったのか、ちょっと気になるので教えてください。

- 事務局 : ありがとうございます。今、柏崎委員からご意見がございました室田小学校、松浪小学校、松林小学校の3校ですが、これらはいずれも令和6年度に改めて実施希望をいただいております。しかしながら、方法がどうだったかという課題はあるのですが、抽せんを行わせていただいた結果、残念ながらこの3校では実施できなかったというのが実態でございます。
- 高丸委員 : 基本的な質問だと思うんですけども、前回に心のバリアフリー教室をやってくれましたよね。そのときに行ったような感じで今回もバリアフリー教室を行うのでしょうか、それとも、動画を見て皆さんとディスカッションするのか、あとは実際に例えば車いすの方だったら車いすの方が歩いて、それで様子を見て、これはどんな感じですかと実際に行ってディスカッションするのか、そのところが疑問なのです。ただスライドを見て、先生が子どもたちの意見を求めて、それでディスカッションするのかとちょっと疑問に感じたものですから、それを伺いたいと思います。
- 事務局 : 今回は、車いすを使った体験ですとか、あるいは昨年度まで実施しておりました、例えば軍手を二重にはめて折り紙を折ってみるといったような障がい模擬体験、こういったものを実施しない方向であります。今回は障がい者の方の声を動画という形でお届けをさせていただき形で進めさせていただきたいと思っております。
- 高丸委員 : そうしますと、教材として行うときに、先生が実際に教材を使われることは、例えば信号とか、いろんな場合に、この場合はどういうふうにしたらいいいですかということを子どもたちに問いかけるのか。例えば給食を食べるときとか、いろんな場合がありますよね。そのときにどうなのかということをお話しする場ということですか。
- 事務局 : ありがとうございます。まさに今年度のプログラムに変えたメインがそこにもありまして、これまでと同様に障がいに対する理解というもののももちろん大切ですが、今年度からは、困りごとがあるときに周りにいる児童一人一人には何かできるだろうか、どんなことをしたらその困りごとを解消することができるかというのを考えてもらう授業にしたいと思っています。なので、各教材の場面やプリントで、子どもたちには、子どもたち自身がどんな支えができるか、あるいは世の中にどんなものがあったら困りごとが解消できるだろうか、そういったものを考えてもらうようなことを多めに時間として取っています。
- 大原会長 : ありがとうございます。今のところは最初からいろいろ議論があったことで、つまり、障がいの特性を理解する、心身の特性を理解するというような部分というのは、確かに入門編としては非常に重要で、それが体験的に実感を伴って理解されるということは大変重要なのですけれども、それを今まで数年実践してきたということで、これをすっかりやめてしまうわけにはいかないと思うんですね。だから、今回の提案は非常に難しいところに踏み込んできているわけですが、それを社会モデルとして捉え、自分たちは何がで

きるのか、共生の教育ということになっていくのだと思うんです。

だから、第1段階というか、入門編と、今回のが中級編とまではいかないけれども、発展編だとすると、両者必要ではあると思うんですね。しかし、今回開発するに当たって、後者の部分を今回プログラムとして考えて、それを試行してみようということになっているわけで、前段部分の実際に体験型でいろいろなことを知ってもらうというところが、ビデオで動画を見るというところでどこまで伝わるかというのは技術次第かなと思っているところです。だから、これも実際にやってもらって、従来進めてきた鶴嶺小だとか、お得意様がいらっしゃるわけですが、そういう現場での意見を聞いて、本当に理解が発展的に深まっていくのかどうかというあたりをちゃんと検証していくことが大事だと思いました。

それから、前回の協議会でその辺の懸念というか、体験型の理解が重要だというご意見もあったのに対しては、社協が持っているプログラムで学校に提供している。だから、これが今回手を挙げてくれたところに連動してできるかどうかは別として、別プログラムだと思うんですが、プログラムとしてはあるということで、市全体としては両方のプログラムを一応持っているという形で考えていただければいいのではないかとということも紹介されたかと思えます。

ということで、いろいろなご意見があって難しいなと思うんですが、今年も、今年も、それでも前段部分もちゃんと10分ぐらいやったほうがいいとか、その辺の具体的なご意見というのは何かございますか。

高丸委員 : このプログラムで見ると、前回にやったような感じに受け取れたのですが、そのほかに、例えば、前回は学校で、こういう場合、どうしたらいいですかというお話で進めていたと思うんですが、今回はその進め方が、実際に行って、どのように進んでいくかということなのですが、例えばスーパーとか、いろんな場所によって違いますよね。だから、そのときの対処法として、先生によってもまた捉え方が違ってくと思うんですね。その捉え方によって進行状況が変わってくるので、その進行状況をどのように進めていくのかなと思うんです。

これだと障がいの社会モデル、「ちょうかくしょうがいがあり、音が聞こえない人がいます。友だちがたずねてきてげんかんのチャイムをならしても、気付くことができません。どのような物があると良いのでしょうか?」、前回も、これではないのですが、同じような形で子どもたちに意見を問いかけていたと思うんですよ。そうではなくて、もっと一歩進んだ形で、こういうことができるのではないかとというのが実際に行われたらいいのではないかなと思うんです。私もそれはよく分からないのですが、例えば給食の場面にしても、ただスライドを見て、どうですかというのではなくて、こういう場合は、実際に食べていて、この方はどんな気持ちでいらっしゃるのか、そこが奥まで分かるような行動が取れたらいいのではないかなと思うんです。

す。

倉金委員 : 茅ヶ崎市聴覚障害者協会の倉金と申します。心のバリアフリーのいろいろな内容があります。身体障がい者の障がいの体験について、中学校でも体験をする学校としない学校があります。たくさんそういう学校があります。障がいによって、例えば車いすに乗っているとか、目が見えないとか、そういう障がいがあることをいろいろ体験するところもありますけれども、小学校では、今、障がい者の体験が少なくなっています。小学校にはないので、体験型も追加してほしい。中学校には少しあるのですけれども、小学校にはそれが少なくなっているの、体験ができないという学校が多くなってしまったので、特に聞こえないという体験、小学校で手話を教えることを広めて欲しい。見えない方は杖を持っていると分かるのですけれども、車いすの方も障がいがあるというのは分かるのですが、あと精神障がいの方も分かると思うんですけれども、聞こえないというのは見ただけでは分からないので、広い視野で見られるようにしていただきたい。体験型を入れていただきたいと思っています。

事務局 : ありがとうございます。我々事務局も、昨年度から今年度へのプログラムの変更に関していろいろなことが見えてまいりました。その中で、インクルーシブ教育と呼ばれているものに対して、市がいろいろな部局でいろいろな教育資源を持っているということが見えてまいりました。我々は都市政策課、まちづくりの観点からバリアフリーのことに関わっているわけですが、当然、福祉という観点からバリアフリーを捉えることもできるでしょうし、教育という観点からバリアフリーを考えることも必要だと思っています。正直、バリアフリーに対して市にどういった教育資源があって、それをどのように組み合わせていくことが望ましいかというものが浮かび上がってきたなど、今さらではございますが、思っているところです。

本年度の下半期から開催いたしますバリアフリー教室までにその辺の整理というのはなかなか難しいとは思いますが、ゆくゆくは教育部局や福祉部局と改めて、次世代を担う子どもたちにどういったバリアフリーの概念や正しい理解を伝えていくことが最も効率的で、あるべき姿なのかという議論を並行して進めていく必要があると思っていますので、改めてそういった段階で、こういった場で皆さんのご意見を伺いながら、よりよく取組を進めていけたらと思っています。

倉金委員 : ありがとうございます。

大原会長 : ありがとうございます。それから、先ほど高丸委員から言われた、それでは具体的にどういうことをしたらいいのかという具体の現場で直面したときの対応の仕方みたいなことを教えるプログラムも後半のほうに含まれていると考えていいですか。後半というのは、2コマ目、3コマ目というあたりで……。

事務局 : そうですね。子どもたちへのプリントの時間で具体的に何ができるかとい

うことを盛り込んでいるものです。

大原会長 : ありがとうございます。今、我々も見せていただいても、一番いいのは、45分×3回分を実際にやっていただいて、それを私たちがどう評価するかというのがあると、もう少し実感の湧いた提案ができるのかなと思うんですけれども、それは無理ですかね。少なくとも現場の先生たちに事前にいろいろレクチャーをするわけですよね。その前ぐらいの段階だと一応一通りのプログラムがもう固まっているかと思うんですが、その段階で、もちろんオンラインとか、それを動画にして後で見ていただいてもいいのかもしれませんが、市民部会の人たちにちょっと見せていただくみたいなことがあると分かりやすいのですが、無理な注文でしょうか。

事務局 : それでは、今年度このプログラムを用いて実施をした風景といいますか、そういったものを動画で記録して、委員の皆様にご覧いただいて感想やご意見をいただくという形はいかがでしょうか。改めて市民部会で協議会を開催となりますと、申し訳ありませんが、報酬等の予算の関係もございまして、ちょっと実現ができないので、そういった形でよろしければと思うんですが、いかがでしょうか。

高丸委員 : 今おっしゃった見せていただくというのも必要なのですが、結局、私たちが学校に行って、個人的ですけれども、その場に立ち会って実際に見せていただくということも可能でしょうか。

事務局 : お待ちしております。もともと心のバリアフリー教室は市民部会の皆様と共にやっている事業でございますので、ぜひぜひ。

高丸委員 : 強制ではなくて、ちょっと見て、ただ眺めているだけなのですが、どういった状況で進行しているのかという形を私は自分の目で見てみたいという気持ちもあるので。

事務局 : ありがとうございます。開催予定の日時が決まりましたら各委員の皆様にお知らせさせていただきますので、ご予約がつく方はぜひ現地にお越しただいて、いろいろとその折でご意見をいただければ我々事務局としても大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大原会長 : ありがとうございます。言葉遣いに関しては幾つかご提案、ご意見がありましたので、また精査いただくということですか。

特性・個性に関して、私も大変悩むところで、それこそ障がいの特性理解、障がいの理解というようなことをきちんと理解してもらうためには、心身の特性みたいなものを細かく伝えるということも重要だと思うんですけれども、私も幾つか別の地域で関わったりしていると、もう一切そういう障がい種別という概念をなくすべきだという強い意見が出ていたりするところもありまして、従来、何々障がいはこういうものだという説明が必ずこういう内容ではあったわけですが、そういうのを一切省いて、いきなり社会モデルというところで、できるだけ障がいの種別を見せないようにするというように言っているところもあるわけです。

一方で、それを全部個性だと言ってしまうと何のバリアフリーを考えているのか分からなくなっていくということもあったりして、特性・個性は併記する形で今のテキストはできているわけですが、茅ヶ崎市の人たちはどの辺を落としどころにしていったらいいのかというあたりですね。今までの話を聞いていると、やはり特性の理解もいろんな意味で重要だということもありますし、どっちかに偏るのもあまりよくないのではないかと思いますので併記という形になっているかと思うんですね。この辺に関しては、皆さんご意見はありますか。

倉金委員 : 倉金です。この問題について、例えば車いすと視覚障がいの大変さ、車いすは階段が上れません。エレベーターがなければ行けません。視覚障がい者は白杖があっても道に点字ブロックがなければ行けません。私たち聴覚障がい者はそういうものがない。災害、地震などが起こった、電車が止まったなどというときに、音声だけの放送で分からない。みんないなくなってしまうても一人そこに残されている。電光掲示板に文字がしっかりとついてほしいとか、また、テレビに字幕がついてほしいというのがあります。ドラマなどにも字幕がないですし、邦画にも字幕がないので、それにもついてほしいと思っております。そういう理解がほしいと思っております。車いす、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、発達障がい、身体障がい、いろいろな種類があります。その説明をしたほうがいい。バリアフリーを理解するためには、その種別の説明があったほうがいいのではないかと思います。

大原会長 : ありがとうございます。やはりそういうところを残しつつ、それから後半のほうの具体例や何かを出していく中では、特殊性みたいなものに対してどう対応するかということをもっと具体的に出していくというあたりを強化するということかなと思いました。難しいところに入り込んでしまって…。

柏崎委員 : すみません、話が飛んでしまうのだけど、児童の宿題というのがA3であるのですが、これを児童にいきなり出して答えられますかね。僕は先生に対して多少答えで例示をしておいたほうがいいのではないかと思いますけれども、これはすごく難しいですよ。心のバリアフリー教室で、遠足に行ったときに、どんな人が、どんなことで困っているかを考えましょう。すごく難しいと思うので、本当はこういうことに困っているという例を幾つか出して先生に教えてあげれば、先生が児童から質問を受けたときに答えられるのではないかと思いますので、宿題の解説書というのは特にないですか。

事務局 : ありがとうございます。まず、プリントは何種類かございまして、2コマ目で使うプリントに、学校の遠足で公園に行くことになった場合、どのような人が、どのようなことで困るか考えてみようという問題がございます。こちらは、資料の31ページにスライドで例として、耳が不自由な人は、先生の説明を音声で聞くことができない、そういった困りごとの例を出しております。また、目が不自由な人は、しおりを見ることができない。文字情報を

見ることができないや、日本語が不自由な外国人の転校生や難しい日本語が分からない人は、漢字などを理解することが難しいといったような回答例も併せて先生方に伝えてまいりたいと思っております。突然こういった問題を出しますと、当然かなり難しいと思いますので、この辺は授業の流れでしっかりとつながるように、戸惑いのないような授業展開をしていきたいと思っております。

また、宿題の2問目ですけれども、こちらは大きな地震が起きたときに、学校の体育館へ地域のいろいろな人が避難するといったような問題になっておりますが、こちらは非常に難易度が高いだろうと事務局も思っております。学校教育指導課の先生方とも相談しまして、逆に、この宿題をおうちで保護者の方と一緒に考えてもらうことで、より効果的な学びになるのではないかと、そのような使い方も想定しております。

堀場委員： 公募市民の堀場です。私、ちょうど子どもが今、小学校5年生なのですが、こういった宿題が本当に出て、自分はできるだろうかということを考えて、先ほど柏崎委員がおっしゃったように、多少難しいだろうとは思いましたが、別に合理的配慮は絶対正しい答え、この手だてをすることが正解だというものがあるわけではなくて、そのとき個人それぞれでいろいろなやり方はあるでしょうし、これが教育活動の一環としてやられるのであれば、必ずしも正しいものを導き出すのではなくて、そういうことを考えてみるということ自体が有益なことなのではないかと思っておりますので、やらせてみるということは有意義だと思いました。

まず、そういうふうな考え方でこういった宿題をされているのかということ、必ずしも1つの答えを導き出すためにこういうものをしているということではないのかなと確認させていただきたいと思えます。

2点目は、5年生の担任の先生方が心のバリアフリー教室の担当をされるということですが、もちろん、「合理的配慮」という言葉ですとか、あるいは社会モデルという概念の理解ですとか、ふだんそこまで接することのないような言葉を自分が理解して教えなければいけない。そもそも、まず現場の先生方はふだん非常に忙しい中で、負担をさらに追加されるということもあって、まだ3校しか申込みが来ていないという状況があるのかなと思いました。

担当の先生だけにこういったことをお願いするだけではなくて、こういうちょっと理解が難しいところもあるのであれば、特別支援学級の先生ですとか、あるいは特別支援教育コーディネーターの先生ですとか、インクルーシブ教育は担任の先生だけがやっているものではないですから、その学校で分担してやっている先生方も心のバリアフリー教室の実践に協力するというのも学校側をお願いしてみてもいいかということ、あるいは教育委員会の指導主事の先生方もそのあたりを監修するとかということもあっていいのではないかと思います。お願いします。

事務局 : ありがとうございます。心のバリアフリーについては、答えは一つではありませんので、当然、子どもたち一人一人、また、この宿題を一緒にやる大人の方一人一人の答えが出てくるだろうと思っています。一つの模範解答があって、そこにたどり着かなければならないといったことは事務局としては全く考えておりません。

また、学校の先生方に心のバリアフリーを事前研修することについては、実際に5年生の担任の先生は必須ですが、ぜひそれ以外の方にも広く参加していただきたいというふうには事務局も思っております。何ならば開催しない学校でも、オンラインの日時が合うようであればぜひ参加してほしいと思っておりますので、幅広く呼びかけてまいりたいと思っております。

石井委員 : 公募市民の石井です。宿題について、個人的には、「宿題かよ」と、かちんとくるのですが、今までやられた中で、何らかの対応をするべきだというような改善の一つとして宿題という形が今回出てきたのかということをも1点だけ教えてください。

もう1点、先生がこれを必ず見るという形でのお考えになっているのか。要するに、宿題でご家族なり本人なりが頭の中で再度繰り返して考えて、いろいろと知恵を出し、まとめるのはとてもいいと思うんですが、その後、具体的にどういう形で活用されていくのか。特に先生がどういう関わり方をするのかと、すごく気になるのですが、そこだけちょっと確認させてください。

事務局 : 宿題は、これまで質問という形での宿題はなく、感想文という形で提出をしてもらってまいりました。その感想文は、これまでも授業を受けた児童と、あとはおうちの方に心のバリアフリー教室のことをお話して、おうちの方からもまた感想を書いてくださいという、2ついただいております。事務局としては、これがすごく有益でありまして、これまでの心のバリアフリー教室が効果的に児童に伝わったかとか、また、それを通じて保護者、大人の方にどう伝わっているかということが非常によく分かる、よい取組でしたので、今回もまた同じように子どもたちの感想と、おうちの方からの感想をいただくようにしております。

宿題の中身については、心のバリアフリー教室ってこんなことだったよというお話に加えて、この宿題をつくることで、より保護者と子どもたちが実際に一緒に考えながら心のバリアフリー教室の感想を書ける、そういった狙いもございます。そういった経緯で宿題として設定させていただいたものです。

宿題は各学校で取りまとめをもらって、当然まずは学校の先生方が児童にしっかりと伝わったかどうかを見ていただきたいと思いますし、出てきたそれらを基に、我々と学校の先生方でもう一度、どんな課題があるのか、あるいはどんなことがよい取組だったのかという振り返りをして、また次年度以降につなげていくための資料として活用したいと思っています。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎です。一般の宿題、例えば算数とか英語とか国語とか、答えがはっきりしている宿題だから、点数をつけてすぐ子どもに返せるわけですけれども、今回ののは非常に難しい宿題なので、正解があるような、ないようなということで、出した答えに対して先生がどのように個別の生徒に対応するのか、そこがところが僕は結構大事だと思うんですよ。子どもが出した答えがちょっと違う方向だなとか、これはいいんだよとか、個別の児童の相談に乗ってやるということは、先生にとっては相当な労力がかかるだろうと想像されます。でも、それをやらないと宿題の意味があまりないと思うので、正解はないけれども、こういうふうにということが先生から提出した子どもに対して出されるのがベターかなということを感じました。これは算数の宿題と違うから。以上です。

沼田委員 : 民生委員・主任児童委員の沼田と申します。お願いします。
私も前、バリアフリー教室をお手伝いしたときに、宿題という用紙、この半分ぐらいの大きさのもので書かれて、それをみんなで出し合って話し合う場がありました。私が一緒に対応した方は車いすの方だったのですが、最初その方と一緒に行動したときに、それを見て子どもたちがどうだったかという意見を聞きましたら、私なんかの能力よりも、それでは手が洗えないね、水道が高い、高いものを取れないねというような、あらゆる発想がたくさん出ました。だから、子どもたちの力ってすごいなと思ったのと同時に、このように今回、聴覚障がい者の方の困りごととか、お年寄りに対してとか赤ちゃんに対しての文面がありますので、もっと深く子どもたちが考えなければいけない、考えてほしいという課題が出ています。ですから、これは、このように宿題という形ではなくて、子どもたちが見て感じたこと、自分の思ったことを書いていただいて、それで、お子さんの保護者の書く欄があったのですけれども、「うちのお母さんの意見だけど」と手を挙げて言うお子さんがいました。話すことはめったになかったのだけど、「困ることって、お母さん、どう？」と聞いたら、お父さんまで出てきて、それは大変だな、お父さんだったらこうするという話合いの場が持てたということ子どもから直接聞きました。小さなことですが、子どもたちが自分で考えて、かつ、家族で話し合えるという課題の一つになることだけでも、私は、このバリアフリー教室はすごい力になっていると思います。
難しいことを言ったら本当に切りがなくて、私も堀場委員さんのお子さんと同じ5年生の、私は子どもではなくて孫がいますけれども、ユーチューブを見たりしているので、言葉は合理的配慮とか軽く言います。それは、あらゆる方たちの話を聞いて、うわあ、こんなことを知っているのということが多々あります。ですから、私たちが考えている、これは難しいのではないか、こういうことは話としては子どもには通じないのではないかという意見をちょっと柔らかくしますと、子どもたちは私たちより深い意味で考えつく、分かるということが出てくると思います。かつ、私も孫との話で、ちょっと

意味が分からないということが多々あるので、「何からそういうことを話すの?」「いや、学校で話しているよ」。だから、5年生、6年生、高学年になったら私たち以上に頭が働いて勉強しています。私はそう思って子どもたちを見ていまして、小学校、中学校に行くときがあるのですが、子どもたちは私たちが考えている以上に大人に近くなっているということをすごく感じます。

ですから、4年生から5年生の対応にしたということも、私は前回、賛成ですと言わせていただいたのですがけれども、5年生のほうより頭に入り、話す内容もほかの人にもよく伝わると思います。先生方も1年間の予定がもう組まれていますので、先ほど出ましたようにスケジュールいっぱいの中で、予定表が全部届いている教育委員会の方が入ってくださっているということで、学校のことはよく分かっていると思うので、そのことも踏まえて、まずやってみて、私たちにもそういうことを教えていただきたいという気持ちです。すごく応援しています。頑張ってください。以上です。

大原会長 : ありがとうございました。

伊藤委員 : レイモンド茅ヶ崎保育園の伊藤と申します。保育園にもいろいろな特性を持っていらっしゃるお子さんですとか、発達にちょっと障がいを抱えて入園されてくるお子様が年々増えてきており、その子たちと常に一緒に同じ部屋で生活をするということを考えると、この時期から、一人一人大切な存在で、みんな平等だということを子どもたちに知らせていかなければいけないということを感じております。

それで、いろいろな特性を持ったお子様に関わって、時には助けてあげたり、逆にこちらがいろいろ学ぶことがあったりするので、それを分かりやすくどう伝えるかということを常々考えておりまして、今できることは、こういう絵本がありまして、それをテーマに時間をつくって話し合う、それで考えるということを今続けております。結果的に小学校接続に向けていくので、特に5歳児に関しては、5歳児だけの話し合う時間をつくっていて、まず考えるというところから始まっています。これが役に立つというか、そこまではちょっと分からないのですが、この時期からできることを園としては考えて、これからも大切にしていきたいと思っています。以上です。ありがとうございます。

大原会長 : ありがとうございました。絵本なんかも事務局のほうでは、うまく副教材的なものとしてリストアップしておくといいかなと思います。関連するいろいろな教材と言っているのかな、資料があるはずですので、この機会にいろいろそういうのを集めて、バリアフリー教育ライブラリーみたいなものが徐々にできていくといいのではないかと思います。いろんな情報を皆さんからいただくということで進めていければと思います。

この議題で随分時間を取ってしまいまして、いろいろなご意見をいただきましたので、それに基づいて、さらにブラッシュアップするということで進め

ていただきたいと思います。適宜、市民部会を開くということではなく、市民部会の人に情報を流していただければいいかなと思いますので、この先、よろしくお願いいたしますと思います。

(2) 令和7年度心のバリアフリーに関する取組について

大原会長 : それでは、1つ目の議題はそのようなところで、2つ目の議題が今年度心のバリアフリーに関する取組についてということですが、まず、また説明のほうをお願いします。

事務局 : それでは、お手元に資料4、令和7年度心のバリアフリーに関する取組についてのご用意をお願いします。画面も共有させていただきます。

こちらは内容を協議会・市民部会、教育啓発、普及啓発の3つに分け、市民部会の皆様にご協力をいただきたい部分につきましては点線で囲っています。こちらは5月の市民部会で令和7年度の心のバリアフリーに関する取組ということでご報告させていただいておりますので、5月から内容を更新した部分を中心にご説明させていただきます。

1点目の協議会・市民部会、2点目の教育啓発につきましては、記載のとおりとなります。

それでは、3点目の普及啓発に移ります。10月以降には市民部会と協働で作成した12種類のポスターの活用のほか、心のバリアフリーに関する講演会ですとか、あとは庁内研修を予定しております。今回、大きな変更点としては、ポスターの欄をご覧ください。前回の市民部会では、ポスターの欄で3月に市役所で展示と記載をしていましたが、今回は1月の部分にイベントと記載を変更しております。

こちらの詳細につきましては、資料5、心のバリアフリーに関する普及啓発（企画書）をご覧ください。今回、これまで3月に市役所で行っていたポスターなどの展示から、新たな取組としてポスターも活用した展示&体験型イベントと講演会を連動させた取組を行いたいと考えています。理由としては、1行目から4行目に記載をしているとおり、前回、協議会で議論いただいた茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の中間評価の結果を受けて、改めて一人一人が心のバリアフリーを自分ごととして捉え、日常の中で行動に移すきっかけをつくる必要があるためです。

そこで、ポスターも活用し、より多くの人に広く関心を持ってもらう展示&体験型のイベントのプレイベントと、より深い学びを届ける講演会を連動させ、心のバリアフリーに対する関心・理解・行動を段階的に促進していきたいと考えています。

具体的な内容につきましては、I、展示&体験型イベント（プレイベント）と書いてあるところをご覧ください。まず、1の狙いですが、誰もが気軽に立ち寄れる場で「心のバリアフリーってなんだろう？」と関心を持ってもらうきっかけをつくることで、自分とは異なる条件を持つ多様な他者への理解

を自然と深めてもらうことです。

内容につきましては、概要の欄をご覧ください。まず、時期ですが、1月中旬、場所は気軽に立ち寄ってもらえる市内の商業施設を予定しております。内容につきましては、会場で幾つかのコーナーを設けていきたいと考えております。①「ちがい」を体験するミニワークは、例えば、利き手とは逆の手でメッセージを書いたり、声だけで絵を描いてみたり、あるいは手話で簡単な会話をしてみるなど、日常とは異なる体験をすることで、ふだん意識しづらい他者の感覚に気づき、そして心のバリアフリーに対する理解を深めるきっかけとしていきたいと考えております。

2つ目、心のバリアフリーポスター展につきましては、ポスターを展示し、例えば、「あなたならどう声をかける？」などの問いをつけ、来場者に答えてもらうことで自分ごととして考えるきっかけになる展示を目指していきたいと考えています。

3つ目の心のバリアフリーの木を育てようでは、木のイラストを展示し、「こんなときうれしかった」「あなたが困ったとき、どうしてほしい？」など、参加者が誰かに助けてもらってうれしかったエピソードなどを例えば付箋に書いてもらい、それを木のイラストに貼ってもらって展示を完成させる参加型の展示を考えております。

最後、4つ目、まちなかのバリアを取り除く取組の紹介では、まちなかのバリアの取組や市の取組などを展示ですとかクイズ形式で紹介していきたいと考えております。

そのほかとしまして、各コーナーをめぐるスタンプラリーを実施することで、様々なコーナーに立ち寄ってもらう工夫をしていきたいと考えています。また、この後にご説明するバリアフリー講演会の周知も併せて行っていきます。

では続きまして、裏面のⅡ、講演会をご覧ください。まず、1の狙いですが、当事者や専門家の視点から語られるリアルな声を通じて、参加者一人一人が心のバリアフリーを自分ごととして捉え、自分にできることに気づくきっかけを創出していくことです。

概要につきましては、2の概要欄をご覧ください。まず、時期につきましては2月上旬から中旬、場所は市役所を予定しています。こちらは当事者や専門家などの講演のほか、先ほどご説明したイベントで使用したポスターなどの展示をしていきたいと考えております。

以上が展示&体験型イベントと講演会を連動させたイベントの概要となります。

最後に、市民部会の皆様におかれましては、最初にご説明しましたⅠの展示&体験型イベントの企画の内容について、アイデアですとかご意見がありましたらぜひお聞かせください。また、当日は会場設営や体験コーナー、あるいはポスター展示コーナーで来場者の方との交流などにも可能な範囲で

ご参加いただければと考えております。

事務局からの説明は以上です。

大原会長 : ありがとうございました。展示及び体験型イベントということが今回提案
で出てきて、そこでこんなことができるのではないかという提案を可能であ
ればいただくということです。何かアイデアはございますか。突然で、出て
くるかどうか分かりませんが。

前回というか、最初の案では、ポスターを何らかの形で活用しようというこ
とから展示をする。解説つきで分かりやすく一個一個ちゃんとじっくり見て
もらおうということだったのですが、それをさらに膨らませて、会場のイベ
ントということになっている。展示ブースのような形で、体験するものも含
めてイベントをしたらどうかということですが、突然ですので、これ
は事前に事務局から皆さんには行っていないですね。いかがですか。

柏崎委員 : ポスターの展示は非常にいいことだと思うんですけども、12か月ある
ポスターの中で、中には分かりにくいポスターがあるのですよね。特に精神
障がいとか、それを扱ったポスターは分かりにくいので、言葉ではなくて、
ポスターのところに若干の解説をつけたらいいなというのは前から出ている
のですが、なかなか実現しないのですけれども、たしか3つ4つあると思
います。電車の中で席を譲るとか、タクシーを譲るとか、そういうのはすご
く分かりやすいのですが、その辺をぜひお願いしたいと思います。それをや
れば、さらにポスターの効果が深まるのではないかなという気はいたしてお
ります。これは前から議論になっているところなので、よろしくお願いします。

大原会長 : ありがとうございます。今のご提案は、ただ貼って解説文を見せるのでは
なくて、人が解説をするということが大事だと。あるいはいろいろ質問を受
けたり、対話の中で呼びかけたりというのもあるかもしれませんけれども、
とにかくそういうことをお考えいただけたら。

峯尾委員 : 肢体不自由児者父母の会の峯尾と申します。バリアフリーの会は最近参加
させてもらったばかりなので、詳しいことは分からないのですが、まず伝え
ることがすごく大事で、さっきのこの話、心のバリアフリーですけども、
これも小学校5年生の方とかにこれから伝えていく。まず、小さいことから
伝えていって、どう出るかはやっぱり話してみないと分からないので、それ
で小学生の子たちがどう感じるか、どう思ってくれるかというのは、そこか
らがスタートなので、こういうのもしていただいて、まずどんどん伝えると
いうことが本当に大事だと思います。こういう障がいがあるのだよという本
当に基本的なところから行政の方にいろいろ伝えてもらって、そこで自分た
ちがバックアップというか、助けていって、力になっていきたいと思うので、
こういういろいろな体験とか、そういうのを小さいことからどんどんやって
いただけたらと本当に思います。よろしくお願いいたします。

大原会長 : ありがとうございます。

今思ったのですが、私、大原から、先ほど宿題というのがありましたよね。これは答えが多様で、いろいろな答えがあつていいだろうということですが、こういうのも展示というか、パネルにして、どれほど出てくるか分かりませんが、呼び水として宿題で出した中身や何かを少し貼っておくと、ほかにもこんなことがあるのではないかと、また付箋や何かで貼っていただくとか、参加型の呼びかけみたいなものも、せっかくこれをつくるのですから、活用したらいいのではないかと思います。ほかにいかがでしょうか。

堀場委員 : 公募市民の堀場です。資料5の冒頭のところに「アンケートの結果からは、市全体としての認知や理解が十分に進んでいない状況が明らかになりました」と書いてあるのですが、今回のイベントを通してこういった状況が改善されれば望ましいということですね。なので、このイベントを行った後にまたアンケートを取ったりとか、そういったことを考えているのでしょうか。それでこのアンケート結果が改善するという見込みがどれくらいあるのかなと。まず、アンケート結果をよくしたい、そのためにどういったことをすればいいかという考えでやれば、これだけ成果が上がったよということも言いやすくなるのではないかなと思うんですけども、市民全体の理解をどのように評価しようと考えているのかということをお聞かせいただければと思います。お願いします。

事務局 : ありがとうございます。この単発のイベントをやって直ちに茅ヶ崎市民の心のバリアフリーに対する理解が、目に見えて数字が上向くということまでは想定はしておりませんが、とはいいいましても、様々な取組を地道にこつこつと続けていくことが結果として、後に心のバリアフリーに対する理解の広がりにつながっていくのだらうと信じてやってまいります。今回の心のバリアフリーの講演会ですけれども、昨年度に続いて、心のバリアフリーのテーマとしては2回目になります。昨年度は180名程度の方にご来場いただきまして、アンケートを行った結果、大変手応えを感じております。協議会の委員の方からも、とてもよかったといったような感想もいただきましたので、継続的に続けていき、後々また本基本構想の最終的な振り返りの評価のときに同様のアンケートを取った結果、少しでも数値がよくなっていればと事務局としては期待しているところです。

小松委員 : 公募市民の小松です。私も市民の公募のときには市役所の広報を見て応募したのですが、それがなければこういった活動をしているというのは全然知らなかったのです。イベントか何かでやると100人、200人の方ぐらいかもしれませんけれども、この活動自体を市が取り組んでいるのですよということを裾野広く認知いただくためには、各戸配布は難しいと思うんですが、自治会の組の回覧がありますけれども、市は今こんなのに取り組んでいますと。ちょっとだけ、バリアフリーは駅でこうこうです、皆さん、心のバリアフリーがあつて、こういうことなのですよ、取り急ぎ、今、小学校に対

してこんなことをやっています、皆さん、これからも考えてみましょうねという活動をアピールするだけでも大分違うのではないかなと。ポスターはここに掲示していますと。予算もあるものですから、あそこにもここにも貼れという市民はいないと思います。まず、そういったことでやったらどうかと思いました。以上です。

大原会長 : ありがとうございます。では、広報活動のほうと、理解を深める前に、とにかく情報を広げるということを頑張ってやっていただければと思います。今のところ、そんなところでよろしいですかね。

倉金委員 : 資料4の予定表ですけれども、令和7年度バリアフリーに関する取組についてですが、講演会が1月から3月予定と書いてありますね。内容はどんなものなのでしょうか。講演の内容は何なのか、講師がどなたなのかを教えてくださいと思います。どなたが講演会をなさるのか、ちょっとお聞きしたいのです。

事務局 : 講演会の講師の方については、まだ決定しておりません。現在、事務局のほうで検討を進めているところではありますけれども、ぜひ委員の皆様からも、この方はどうですかなというご提案がありましたら事務局へお寄せいただければ参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

倉金委員 : ありがとうございます。分かりました。

大原会長 : ありがとうございます。

3. その他

大原会長 : それでは、今後の取組はこんなところで、そうしますと、あと、その他という項目がありますけれども、皆さんから何かございますか。

それでは、時間になりましたが、事務局からは、その他、何かございますか。

事務局 : 事務局より今後の開催予定についてご案内申し上げます。現時点では、令和8年3月に協議会の開催を予定しております。日程や議題の詳細につきましては、決まり次第、事務局より改めてご連絡を差し上げますので、ご調整のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

大原会長 : ありがとうございます。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきたいと思います。